

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名		選挙管理委員会事務局
許 認 可 等 名		市長の解職の請求代表者証明書の交付
根 拠 法 令		地方自治法施行令
根 拠 条 項		第116条において準用する第91条第2項
連 絡 先		(電話 621 - 5373)
審 査 基 準	基 準	別紙のとおり
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成26年 4月25日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 8日(休日を除く)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)